



# 石神井中だより

練馬区立石神井中学校

校長 櫻井 弘

令和4年12月5日

第8号

## 人権について知ろう

校長 櫻井 弘

12月4日(日)～10日(土)は人権週間です。法務省・人権擁護機関のHPには、毎年12月初旬が「人権週間」と定められた歴史的な経緯について次のように説明されています。

昭和23年(1948年)12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー (Human Rights Day)」と定められています。法務省の人権擁護機関では、昭和24年(1949年)から毎年、人権デーを最終日とする1週間(12月4日から12月10日)を「人権週間」と定め、その期間中、各関係機関及び団体と協力して、全国的に人権啓発活動を展開し、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。しかし今なお、感染症感染者等に対する偏見・差別、インターネット上における誹謗中傷、いじめや虐待、外国人や障害のある人、ハンセン病元患者やその家族などに対する偏見・差別など、様々な人権問題が依然として存在しています。これらの問題を解決し、国連の持続可能な開発目標(SDGs)が掲げる「誰一人取り残さない」社会を実現するには、私たち一人一人が人権尊重の重要性を改めて認識し、他人の人権に配慮した行動を取ることが大切です。以下に【世界人権宣言】を紹介します。

### ○前文(一部抜粋)

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること、並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### ○第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### ○第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあることを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

### ○第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### ○第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### ○第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

### ○第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## ○第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## ○第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## ○第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## ○第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## ○第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

## ○第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## ○第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

☆法務省人権関係HPを紹介します。

## ○人権週間について

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03.html>



## ○世界人権宣言について

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00172.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00172.html)



## ○人権啓発動画

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00233.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00233.html)

「誰かのことじゃない」セクハラ編・

DV編・いじめ編・虐待編・障害編・

同和編・外国人編・感染症編・

インターネット編



【第74回人権週間ポスター】